

2023年3月10日

株主各位

東京都品川区東五反田二丁目10番2号
株式会社ギフティ
代表取締役 太田 睦
(コード番号:4449 東証プライム)

招集通知記載事項の一部訂正について

当社「第13回定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部訂正すべき点がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。

なお、当社ウェブサイトでは、2023年3月10日付で訂正後の「第13回定時株主総会招集ご通知」に差し替えて掲載しております。

記

1. 訂正箇所

	頁数	項目名	内容
(1)	21 ページ および 22 ページ	事業報告 4. 会社役員に関する事項 (5)社外役員に関する事項 ③当事業年度における主な活動状況	監査役会の開催回数
(2)	57 ページ	株主総会参考書類 議案及び参考事項 第3号議案 監査役3名選任の件 注記	東京証券取引所の定めに基づく独立役員の届出に関する記載

2. 訂正詳細

(1) 第13回定時株主総会招集ご通知 21 ページ および 22 ページ

<訂正前>

(前略)

社外監査役 工木大造

当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、IT業界における幅広い見識、上場企業での経営経験及び管理部門担当役員としての経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会13回の全てに出席し、常勤監査役として、議案の審議に対して適宜、必要な発言を行っております。

(中略)

社外監査役 秋元芳央

当事業年度開催の取締役会 16 回の全てに出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会 13 回の全てに出席し、企業法務の専門家としての立場から、議案の審議に対して適宜、必要な発言を行っております。

社外監査役 植野和宏

当事業年度開催の取締役会 16 回の全てに出席し、会計の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会 13 回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、議案の審議に対して適宜、必要な発言を行っております。

<訂正後>

(前略)

社外監査役 工木大造

当事業年度開催の取締役会 16 回の全てに出席し、IT 業界における幅広い見識、上場企業での経営経験及び管理部門担当役員としての経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会 14 回の全てに出席し、常勤監査役として、議案の審議に対して適宜、必要な発言を行っております。

(中略)

社外監査役 秋元芳央

当事業年度開催の取締役会 16 回の全てに出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会 14 回の全てに出席し、企業法務の専門家としての立場から、議案の審議に対して適宜、必要な発言を行っております。

社外監査役 植野和宏

当事業年度開催の取締役会 16 回の全てに出席し、会計の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会 14 回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、議案の審議に対して適宜、必要な発言を行っております。

(2) 第 13 回定時株主総会招集ご通知 57 ページ

<訂正前>

(前略)

2. 当社は、工木 大造氏、秋元 芳央氏及び植野 和宏氏との間に会社法第 427 条第1項の規定に基づき同法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

2. 当社は工木 大造氏、秋元 芳央氏及び植野 和宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 当社は、工木 大造氏、秋元 芳央氏及び植野 和宏氏との間に会社法第 427 条第1項の規定に基づき同法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

(後略)

※修正箇所には下線を付して記載しております。

以上